

主要国における地方財源とその仕組み

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課 竹前 希美

参考資料として、第Ⅲ部で取り上げた国に日本とアメリカを加えた8か国について、地方政府等の財源の概要を表にまとめた。ここでの「地方政府等」とは、国（中央政府）以外の、州、自治州、自治体等を指すこととする。

地方分権の状況を財政の観点からみる場合、歳出と歳入の切り口が考えられる。前者は地方政府等が持つ歳出権限を、後者はその歳出に用いる財源をみるものである。一般に地方分権は、歳出面での権限を委譲するよりも、歳入面での地方の自立性を高める方が難しいとされる⁽¹⁾。本表は、このうち主に歳入面に注目し、各国について次の4点を示している。

「1 財政の規模」では、一国の経済規模（GDP）に対する財政の規模を一般政府の部門別に図示している⁽²⁾。まず、一国の政府全体の大きさを数量的にみる一般政府歳出総額⁽³⁾の内訳（国が地方政府等へ配分する補助金等の他部門への移転支出は重複計上となるため除かれている）からは、財政支出の担い手としての地方政府等の大きさを知ることができる。また、税・社会保険料の内訳からは、税収の獲得者としての地方政府等の大きさを知ることができる。

「2 地方歳入の内容」では、地方歳入の構成比を示している。地方歳入は、地方政府等の基本的な自主財源である税の他、交付金や補助金等の移転収入も構成要素となっている。ただし、ここでは各国による統計データを用いており、データの範囲や項目等は統一されていない。したがって厳密な各国比較には向かず、およその傾向をみるためのものである。

「3 税制」では、地方政府等の課税権と、地方政府等が持つ税目等について、特徴をまとめている。各国について示した「税源の配分比率」を比較すると、どの国も、全体の税体系は、所得課税（法人所得課税を含む）、消費課税、資産課税を中心としているが、国と地方政府等の間でのこれらの配分比率は、国によって大きく異なっている。

「4 財政調整」では、税を補完する役割を担う財政調整（財政資金の移転）について紹介する。地方政府等が税収のみを財源とするのでは、税源の偏在によって、行政サービスの地域間格差や財源不足を生じ得る。これらを是正しようとするれば、何らかの財政調整が必要となる⁽⁴⁾。

(1) 片山信子「課税自主権と地方への税の配分の国際比較」『レファレンス』752号, 2013.9, pp.43-44; Hansjörg Blöchliger and Camila Vammalle, *Reforming Fiscal Federalism and Local Government: Beyond the Zero-Sum Game*, Paris: OECD, 2012, p.21.

(2) 一般政府(General Government)とは、中央政府(Central Government)、州政府(State Government)、地方政府(Local Government)、社会保障基金(Social Security Funds: 公的年金、健康保険等)の部門から成り、財政指標の国際比較を行う際に頻繁に用いられる概念である。「地方政府」は、冒頭に示した定義との混乱を避けるため、本表では「自治体」と訳し、「中央政府」は、「国」または「連邦」と訳す。

(3) 例えばフランスやスウェーデンは、これがGDPの1/2を超えており、相対的に「大きな政府」である。

(4) 梶善登「道州制の導入に関する地方税財政制度上の課題」本報告書p.82-83参照。

データの出典

以下の統計等を用いて、それぞれ筆者作成。

1. 財政の規模

OECD, *National Accounts Statistics*.

OECD, *Government at a Glance 2013*, 2013, p.79. <http://dx.doi.org/10.1787/gov_glance-2013-en>

StatLink <<http://dx.doi.org/10.1787/888932941880>>

OECD, *Finance, Main Economic Indicators*.

2. 地方歳入の内容

(日本) 総務省『平成25年版地方財政白書』2013, pp.資22, 資46.

(イギリス) Department for Communities and Local Government, *local government financial statistics England 2013*, London: 2013, p.34. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/203942/29699_DCLG_WEB_version.pdf>

(スコットランド) The Scottish Government, *Scottish Consolidated Fund Account For The Year Ended 31 March 2013*, p. 7. <<http://www.scotland.gov.uk/Resource/0043/00437701.pdf>>

スコットランド統合資金 (Scottish Consolidated Fund) では、スコットランド分権政府の公金の出納が原則として全て行われる (自治体国際化協会『イギリスの「道州制」—概要と運用—』2010, pp.63-64. <http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/senmon_01.pdf> 参照)。

(フランス) Observatoire Des Finances Locales, *Les finances des collectivités locales en 2013*, pp.54-56. [collectivites-locales.gouv.fr](http://www.collectivites-locales.gouv.fr) <http://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/files/OFL_2013%282%29.pdf>

(イタリア) Istituto nazionale di statistica, *Annuario statistico italiano 2013*, pp.640-642. Istat <http://www.istat.it/it/files/2013/12/Cap_25.pdf>

(スペイン) Ministerio De Hacienda Y Administraciones Publicas, *Liquidación de los Presupuestos de las Entidades locales 2011*. <<http://servicioswebbis.meh.es/apps/entidadeslocales/>>

Ministerio De Hacienda Y Administraciones Publicas, *Liquidación de Presupuestos de las Comunidades Autónomas. Ejercicio 2011*. <<http://serviciosweb.meh.es/apps/publicacionliquidacion/asp/menuInicio.aspx>>

(スウェーデン) Sveriges Kommuner och Lansting, *Sektorn i siffror*. <http://www.sk.se/vi_arbetar_med/ekonomi/sektorn_i_siffror>

(ドイツ) Statistisches Bundesamt, *Statistisches Jahrbuch 2012*, p.258. <https://www.destatis.de/DE/Publikationen/StatistischesJahrbuch/StatistischesJahrbuch2012.pdf?__blob=publicationFile>

(アメリカ) United States Census Bureau, *2011 State & Local Government*. <<http://www.census.gov/govs/local>>

3. 税制 (税源の配分比率)

OECD, *Revenue Statistics*.

主な参考資料

- ・青木宗明「憲法改正の効果—フランスの地方税財政における改憲の効果—」『自治総研』31巻4号, 2005.4.
- ・同「フランスの地方財政調整—財源補償・保障と平衡化の相克—」『地方財政』46巻2号, 2007.2.
- ・同「フランス地方財政調整における「水平調整」導入の背景と意義—欧州危機・国家財政難と「調整継続」の意思表示—」『地方財政』52巻2号, 2013.2.
- ・芦田淳「財政連邦主義実施に向けた方策」『ジュリスト』1388号, 2009.11.1.
- ・同「イタリアにおける財政連邦主義実施の動向」『外国の立法』No.260, 2014.6 (刊行予定).
- ・阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集 第四版』有信堂高文社, 2009.

- ・伊集守直「論究 スウェーデンにおける政府間財政関係—地方分権と財政調整制度—」『地方財政』45巻5号, 2006.5.
- ・稲沢克祐「財政の仕組みと行財政改革」竹下譲ほか『イギリスの政治行政システム』ぎょうせい, 2002.
- ・片山信子「課税自主権と地方への税の配分の国際比較」『レファレンス』752号, 2013.9.
- ・加藤美穂子『アメリカの分権的財政システム』日本経済評論社, 2013.
- ・河島太朗「立法情報 イギリス 2012年地方財政法の制定」『外国の立法』No.254-2, 2013.2.
- ・工藤裕子ほか「イタリアにおける国と地方の役割分担」『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況(3分冊の2)』財務省財務総合政策研究所, 2006.
- ・自治体国際化協会『イタリアの地方自治』2004.
- ・半谷俊彦「ドイツ財政調整制度の変遷と特徴」『地方財政』52巻2号, 2013.2.
- ・樋口修「スウェーデンの社会保障財政の政府間関係」『レファレンス』704号, 2009.9.
- ・深澤映司「地方税の標準税率と地方自治体の課税自主権」『レファレンス』735号, 2012.4.
- ・星野泉「スウェーデンの普遍主義的財政システム」『政経論叢』79巻3・4号2011.3.
- ・同「イギリス地方財政調整制度の変遷」『地方財政』52巻3号, 2013.3.
- ・前田高志「州・地方税制, その多様性のゆくえ」渋谷博史・前田高志編『アメリカの州・地方財政』日本経済評論社, 2006.
- ・松浦茂「米英独仏における国と地方の財政関係」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』612号, 2008.3.27.
- ・同「フランスにおける地方の財政自主権と経済危機下の地方税財政改革—職業税の廃止と地域経済税の創設をめぐって—」『レファレンス』743号, 2012.12.
- ・Agustín Ruiz Robledo, *Constitutional Law in Spain*, Netherlands : Wolters Kluwer Law & Business, 2012.
- ・Hansjörg Blöchliger and Camila Vammalle, *Reforming Fiscal Federalism and Local Government : Beyond the Zero-Sum Game*, Paris: OECD, 2012.
<<http://www.oecd-ilibrary.org/content/book/9789264119970-en>>
- ・Ministry of Finance and the Swedish Association of Local Authorities and Regions, *Local government financial equalisation*, 2008. <http://brs.skl.se/brsbibl/kata_documents/doc39285_1.pdf>
- ・Stuart Adam et al., *A Survey of UK Local Government Finance*, The Institute for Fiscal Studies, 2007.
<<http://www.ifs.org.uk/bns/bn74.pdf>>
- ・The Scottish Government “Government Expenditure & Revenue Scotland 2011-2012”, Edinburgh: 2013.
<<http://www.scotland.gov.uk/Resource/0041/00415871.pdf>>
- ・Victor Ferreres Comella, *The constitution of Spain : a contextual analysis*, Oxford : Hart Publishing, 2013.

日本

日本の地方政府は、2層の地方公共団体（自治体：都道府県、市町村）から成る。

<p>1 財政の規模（2011年）</p> <p>一般政府歳出総額 198兆円 国 自治体 社会保障基金 自治体の歳出は一般政府歳出総額の29%</p> <p>GDPの1/2 GDP : 471兆円</p> <p>税・社会保険料 135兆円 自治体の税収は税・社会保険料全体の25%</p>																																					
<p>2 地方歳入の内容（2011年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">都道府県 歳入総額52.1兆円</th> <th colspan="2">市町村 歳入総額54.8兆円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方税</td> <td>30.2%</td> <td>地方税</td> <td>33.7%</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td>18.6%</td> <td>地方交付税</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の一般財源</td> <td>3.5%</td> <td>上記以外の一般財源</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>14.9%</td> <td>国庫支出金</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>使用料・手数料</td> <td>1.2%</td> <td>都道府県支出金</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>13.5%</td> <td>使用料・手数料</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>貸付金元利収入</td> <td>8.7%</td> <td>地方債</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>貸付金元利収入</td> <td>3.3%</td> </tr> </tbody> </table>		都道府県 歳入総額52.1兆円		市町村 歳入総額54.8兆円		地方税	30.2%	地方税	33.7%	地方交付税	18.6%	地方交付税	16.5%	上記以外の一般財源	3.5%	上記以外の一般財源	4.3%	国庫支出金	14.9%	国庫支出金	14.9%	使用料・手数料	1.2%	都道府県支出金	6.1%	地方債	13.5%	使用料・手数料	2.5%	貸付金元利収入	8.7%	地方債	8.7%			貸付金元利収入	3.3%
都道府県 歳入総額52.1兆円		市町村 歳入総額54.8兆円																																			
地方税	30.2%	地方税	33.7%																																		
地方交付税	18.6%	地方交付税	16.5%																																		
上記以外の一般財源	3.5%	上記以外の一般財源	4.3%																																		
国庫支出金	14.9%	国庫支出金	14.9%																																		
使用料・手数料	1.2%	都道府県支出金	6.1%																																		
地方債	13.5%	使用料・手数料	2.5%																																		
貸付金元利収入	8.7%	地方債	8.7%																																		
		貸付金元利収入	3.3%																																		
<p>3 税制</p> <p>憲法では、地方公共団体の権能として「財産を管理」することが認められている（第94条）。憲法には地方公共団体の課税権について明示されていない。</p> <p>国も地方公共団体も税源として所得課税と消費課税を持つ（右表）。都道府県の主な税目は、道府県民税（所得課税）と事業税（所得課税）と地方消費税（消費課税）である。市町村の主な税目は、市町村民税（所得課税）と固定資産税（資産課税）であり、この2つで市町村税収の8割を占める。</p> <p>地方税の多くには、地方公共団体が税率を設定する際の目安となる「標準税率」と、税率の上限である「制限税率」が国により設定されている。実態としては標準税率未満の税率は設定されにくい。また、標準税率を超える税率が設定されるのは、法人への課税が中心である。</p> <table border="1"> <caption>税源の配分比率（※） （2011年，%）</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>自治体</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得課税</td> <td>31</td> <td>21</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>消費課税</td> <td>23</td> <td>8</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>資産課税</td> <td>3</td> <td>13</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>57</td> <td>43</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>			国	自治体	合計	所得課税	31	21	52	消費課税	23	8	31	資産課税	3	13	17	その他	0	0	0	合計	57	43	100												
	国	自治体	合計																																		
所得課税	31	21	52																																		
消費課税	23	8	31																																		
資産課税	3	13	17																																		
その他	0	0	0																																		
合計	57	43	100																																		
<p>4 財政調整</p> <p>土木費、教育費、厚生労働費などの多様な費用について、各地方公共団体が確保すべき一般財源を国が算出し保障する地方交付税制度が確立されている。この算出では人口及び年齢構成や地理的条件などが詳細に反映される。各地方公共団体は、算出された必要財源に対して税収見込み額等が不足する場合には、その差額に応じて地方交付税（普通交付税）を受け取り、標準的な行政サービスを行うための財源が保障される。また、この地方交付税制度を通じて地方税収の偏在が是正されている。</p>																																					

※計数については、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。以下の国についても同じ。

イギリス

イギリスは、人口の8割以上を占めるイングランドと、権限委譲された政府を有する、スコットランド、北アイルランド及びウェールズから成る連合王国である。イギリスの地方政府等は、権限委譲された3政府と、イングランドを含む4地域内の自治体から成る。1及び3の表においては、権限委譲された3政府の歳出・歳入は「国」に含まれている。

<p>1 財政の規模 (2011年)</p> <p>一般政府歳出総額 0.7兆ポンド 税・社会保険料 0.5兆ポンド</p> <p>国(社会保障基金を含む)※1 自治体</p> <p>自治体の歳出は一般政府歳出総額の27%</p> <p>自治体の税収は税・社会保険料全体の5%</p> <p>国 自治体 社会保障基金</p> <p>GDPの1/2 (191兆円) GDP: 1.5兆ポンド</p> <p>自治体の税収は、自治体の歳出に比して、また、全国の税・社会保険料に対して、ともに極めて小さい。</p>																									
<p>2 地方歳入の内容 (2011年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>自治体 (イングランド内のみ) 歳入総額1616億ポンド</td> <td>権限委譲された政府 (スコットランド政府) 歳入総額302億ポンド</td> </tr> <tr> <td>交付金 63.0%</td> <td>交付金 86.6%</td> </tr> <tr> <td>税収 16.4%</td> <td>税収 (事業用レイト) 7.2%</td> </tr> <tr> <td>販売、手数料等 7.4%</td> <td>保険料 5.9%</td> </tr> <tr> <td>賃貸料 4.1%</td> <td></td> </tr> </table>		自治体 (イングランド内のみ) 歳入総額1616億ポンド	権限委譲された政府 (スコットランド政府) 歳入総額302億ポンド	交付金 63.0%	交付金 86.6%	税収 16.4%	税収 (事業用レイト) 7.2%	販売、手数料等 7.4%	保険料 5.9%	賃貸料 4.1%															
自治体 (イングランド内のみ) 歳入総額1616億ポンド	権限委譲された政府 (スコットランド政府) 歳入総額302億ポンド																								
交付金 63.0%	交付金 86.6%																								
税収 16.4%	税収 (事業用レイト) 7.2%																								
販売、手数料等 7.4%	保険料 5.9%																								
賃貸料 4.1%																									
<p>3 税制</p> <p>成文憲法は存在しない。 国が所得課税と消費課税を独占しているのに対し (右表)、自治体は、資産課税と人頭税を組み合わせた「カウンシル税」のみを単一税目として持つ (※2)。同税の税率は、歳出規模と、交付金等その他の財源とを勘案して、自治体により決定される。</p> <p>権限委譲されたスコットランド政府には、国税である所得税の税率を±3%の範囲内で変更する権限が認められている。スコットランド議会による税率の変更に応じて、スコットランド政府の収入が増減する。ただし、この権限は行使されておらず、税収は国から委譲された事業用レイト (事業用資産に対する税) 収入のみで構成されている (2参照)。</p> <p>2012年スコットランド法 (※3) により、不動産取得印紙税等の国からスコットランド政府への委譲 (2015年度)、所得税の一部の実質的な委譲とその分の税率決定権の付与 (2016年度) 等が決まっている。</p> <table border="1" style="float: right;"> <caption>税源の配分比率 (2011年, %)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>自治体</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得課税</td> <td>46</td> <td>0</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>消費課税</td> <td>40</td> <td>0</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>資産課税</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>94</td> <td>6</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>			国	自治体	合計	所得課税	46	0	46	消費課税	40	0	40	資産課税	8	6	14	その他	0	0	0	合計	94	6	100
	国	自治体	合計																						
所得課税	46	0	46																						
消費課税	40	0	40																						
資産課税	8	6	14																						
その他	0	0	0																						
合計	94	6	100																						
<p>4 財政調整</p> <p>自治体においては、国による歳入援助交付金と事業用レイト収入の配分によって財政調整が行われる。歳入援助交付金は、歳出分野にかかる経費と、期待されるカウンシル税の収入を考慮して、一般財源として配分される。事業用レイト収入も歳入援助交付金と同様の方法で配分される (ただし、2012年地方財政法 (※4) により、事業用レイト収入の一部は国税として納付されず自治体に留保される制度が設けられた)。</p> <p>権限委譲されたスコットランド等の3政府の財源は、国からの交付金が大部分を占める (2参照)。この交付金の増減は、「バーネット・フォーミュラ」という算式に基づき、イングランド向け支出の増減と3地域の人口を反映して決定される。3地域内の自治体への交付金は、各地域の政府を通して配分される。</p>																									

※1 イギリスの歳出は、統計上の制約から、国と社会保障基金を分けることができない。
 ※2 北アイルランド内の自治体を除く。
 ※3 Scotland Act 2012 (c.11)
 ※4 Local Government Finance Act 2012 (c.17)

フランス

フランスの地方政府は、3層の自治体（レジオン（※1）、デパルトマン、コミューン）から成る。

<p>1 財政の規模（2011年）</p> <p>一般政府歳出総額 1.1兆ユーロ 国 自治体 社会保障基金 自治体の歳出は一般政府歳出総額の21%</p> <p>税・社会保険料 0.9兆ユーロ 自治体の税収は税・社会保険料全体の13%</p> <p>GDPの1/2 (222兆円) GDP：2.0兆ユーロ</p>																										
<p>2 地方歳入の内容（2011年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レジオン</th> <th>デパルトマン</th> <th>コミューン※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入総額272億ユーロ (経常収入)</td> <td>歳入総額704億ユーロ (経常収入)</td> <td>歳入総額1245億ユーロ (経常収入)</td> </tr> <tr> <td>税 44.5%</td> <td>税 58.8%</td> <td>税 45.9%</td> </tr> <tr> <td>交付金 34.2%</td> <td>交付金 21.3%</td> <td>交付金 22.7%</td> </tr> <tr> <td>(資本収入)</td> <td>(資本収入)</td> <td>(資本収入)</td> </tr> <tr> <td>交付金・補助金等 8.1%</td> <td>交付金・補助金等 4.7%</td> <td>交付金・補助金等 12.0%</td> </tr> <tr> <td>借入 10.7%</td> <td>借入 5.5%</td> <td>借入 7.4%</td> </tr> </tbody> </table>			レジオン	デパルトマン	コミューン※2	歳入総額272億ユーロ (経常収入)	歳入総額704億ユーロ (経常収入)	歳入総額1245億ユーロ (経常収入)	税 44.5%	税 58.8%	税 45.9%	交付金 34.2%	交付金 21.3%	交付金 22.7%	(資本収入)	(資本収入)	(資本収入)	交付金・補助金等 8.1%	交付金・補助金等 4.7%	交付金・補助金等 12.0%	借入 10.7%	借入 5.5%	借入 7.4%			
レジオン	デパルトマン	コミューン※2																								
歳入総額272億ユーロ (経常収入)	歳入総額704億ユーロ (経常収入)	歳入総額1245億ユーロ (経常収入)																								
税 44.5%	税 58.8%	税 45.9%																								
交付金 34.2%	交付金 21.3%	交付金 22.7%																								
(資本収入)	(資本収入)	(資本収入)																								
交付金・補助金等 8.1%	交付金・補助金等 4.7%	交付金・補助金等 12.0%																								
借入 10.7%	借入 5.5%	借入 7.4%																								
<p>3 税制</p> <p>憲法により、自治体が法律の範囲内で課税ベースや税率を決定できる（第72条の2）。また、3層の自治体のそれぞれにおいて、歳入総額の一定比率を自主財源が占めることが憲法上求められている（同上）。これらは2003年の憲法改正で明記されたものである。ここでいう自主財源とは、租税収入、手数料収入、財産収入等から成り、一定比率とは、2003年の水準（レジオン41.7%、デパルトマン58.6%、コミューン（※2）60.8%）を指す。</p> <p>所得課税と消費課税のほとんどが国に配分されている（右表）。これに対し、自治体では、コミューンに帰属する住居税と未建築不動産税、デパルトマンとコミューンに帰属する既建築不動産税といった、資産課税に加えて、事業による付加価値などを課税ベースとする地域経済税が主要4税となっている。地域経済税うち、事業による付加価値を課税ベースとする部分の税率は、全国一律であり、この部分の税収は、レジオン、デパルトマン、コミューンに配分される。</p> <table border="1" style="float: right;"> <caption>税源の配分比率 (2011年, %)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>自治体</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得課税</td> <td>26</td> <td>0</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>消費課税</td> <td>39</td> <td>7</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>資産課税</td> <td>4</td> <td>15</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>71</td> <td>29</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>				国	自治体	合計	所得課税	26	0	26	消費課税	39	7	47	資産課税	4	15	19	その他	2	7	9	合計	71	29	100
	国	自治体	合計																							
所得課税	26	0	26																							
消費課税	39	7	47																							
資産課税	4	15	19																							
その他	2	7	9																							
合計	71	29	100																							
<p>4 財政調整</p> <p>国の政策責任において自治体の歳出増や歳入減が生じる場合には、その財源を国が補償するという考え方が定着している。交付金のうち約8割を占める、使途に制約のない経常総合交付金を含め、多くの交付金がこの趣旨で創設されてきた。この点、2003年の憲法改正では、国から自治体へ権限移譲を行う際には財源の移譲も伴うこと、国の政策により自治体の歳出が増大する際には国がその財源を保障することが明記された（第72条の2）。また、憲法には、自治体間での平等に向けた財政調整の制度化も示されている（同上）。</p> <p>同一層の自治体間における財政調整が、規模は小さいものの、行われている。</p>																										

※1 レジオンは「州」とも訳されるが、連邦制国家の州政府には当たらず、自治体に相当する。

※2 コミューン間協力公施設法人（EPCI）を含む。

イタリア

イタリアの地方政府は、3層の自治体（レジョーネ（※1）、プロヴィンチア、コムーネ）から成る。

<p>1 財政の規模（2011年）</p>																										
<p>2 地方歳入の内容（2011年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レジョーネ※2 歳入総額1769億ユーロ (経常収入)</th> <th>プロヴィンチア 歳入総額121億ユーロ (経常収入)</th> <th>コムーネ※2 歳入総額740億ユーロ (経常収入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税金 47.8%</td> <td>税金 43.1%</td> <td>税金 42.3%</td> </tr> <tr> <td>経常移転収入 44.2%</td> <td>経常移転収入 32.7%</td> <td>経常移転収入 15.2%</td> </tr> <tr> <td>(資本収入)</td> <td>(資本収入)</td> <td>財産収入 3.7%</td> </tr> <tr> <td>資本移転収入 4.0%</td> <td>資本移転収入 10.3%</td> <td>(資本収入)</td> </tr> <tr> <td>(起債等) 3.0%</td> <td>(起債等) 5.4%</td> <td>資本移転収入 11.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(起債等) 9.9%</td> </tr> </tbody> </table>			レジョーネ※2 歳入総額1769億ユーロ (経常収入)	プロヴィンチア 歳入総額121億ユーロ (経常収入)	コムーネ※2 歳入総額740億ユーロ (経常収入)	税金 47.8%	税金 43.1%	税金 42.3%	経常移転収入 44.2%	経常移転収入 32.7%	経常移転収入 15.2%	(資本収入)	(資本収入)	財産収入 3.7%	資本移転収入 4.0%	資本移転収入 10.3%	(資本収入)	(起債等) 3.0%	(起債等) 5.4%	資本移転収入 11.7%			(起債等) 9.9%			
レジョーネ※2 歳入総額1769億ユーロ (経常収入)	プロヴィンチア 歳入総額121億ユーロ (経常収入)	コムーネ※2 歳入総額740億ユーロ (経常収入)																								
税金 47.8%	税金 43.1%	税金 42.3%																								
経常移転収入 44.2%	経常移転収入 32.7%	経常移転収入 15.2%																								
(資本収入)	(資本収入)	財産収入 3.7%																								
資本移転収入 4.0%	資本移転収入 10.3%	(資本収入)																								
(起債等) 3.0%	(起債等) 5.4%	資本移転収入 11.7%																								
		(起債等) 9.9%																								
<p>3 税制</p> <p>2001年の憲法改正で「財政自治権」の強化が図られ、レジョーネ、プロヴィンチア、コムーネが租税と固有の収入を確保すること等が明記されている(第119条)。2009年に、これらの実施に向けた原則の確立等を政府に委任する法律第42号（※3）が制定され、続いてこれを具体化する立法命令が策定されつつある。</p> <p>2011年現在では税源の約8割を国が持ち、自治体は所得課税、消費課税、資産課税の一部を持つ（1、右図）。自治体の代表的な税目は、レジョーネでは生産活動税（課税ベースは事業による付加価値）、プロヴィンチアでは自動車関連税、コムーネでは固定資産税である。</p> <table border="1" style="float: right;"> <caption>税源の配分比率 (2011年, %)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>自治体</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得課税</td> <td>41</td> <td>6</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>消費課税</td> <td>30</td> <td>8</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>資産課税</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>77</td> <td>23</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>				国	自治体	合計	所得課税	41	6	47	消費課税	30	8	38	資産課税	5	2	8	その他	0	7	7	合計	77	23	100
	国	自治体	合計																							
所得課税	41	6	47																							
消費課税	30	8	38																							
資産課税	5	2	8																							
その他	0	7	7																							
合計	77	23	100																							
<p>4 財政調整</p> <p>2001年に改正された憲法では、各階層の自治体が、それぞれの公的権能を行使するために必要な財源を充当するため、使途に制約のない平衡化基金が設けられることが規定された（第119条）。これにより、財源の保障と格差の是正が行われることが予定されている。具体的には、各階層のそれぞれの自治体の費用のうち、国が完全に保障すべきものについては見込まれる税収等を考慮してこの基金等から財源が保障され、それ以外の費用については財政力の劣る自治体に対してのみ、格差が是正されるように基金から配分が行われることになる。</p>																										

※1 レジョーネは「州」とも訳されるが、連邦制国家の州政府には当たらず、自治体に相当する。
 ※2 レジョーネとコムーネは暫定値。
 ※3 Legge 5 maggio 2009, n. 42, "Delega al Governo in materia di federalismo fiscale, in attuazione dell'articolo 119 della Costituzione."

スペイン

スペインの地方政府等は、自治州と、自治州内部の自治体から成る。

<p>1 財政の規模 (2011年)</p> <p>一般政府歳出総額 0.5兆ユーロ</p> <p>自治州・自治体の歳出は一般政府歳出総額の47%</p> <p>税・社会保険料 0.3兆ユーロ</p> <p>自治州・自治体の税収は税・社会保険料全体の33%</p> <p>GDPの1/2 (116兆円) GDP: 1.0兆ユーロ</p>																																					
<p>自治州と自治体は、その歳出規模の合計が国よりも大きく、財政支出の主な担い手である。</p>																																					
<p>2 地方歳入の内容 (2011年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自治州 歳入総額1579億ユーロ (経常収入)</th> <th></th> <th>自治体 歳入総額663億ユーロ (経常収入)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税収</td> <td>53.9%</td> <td>税収</td> <td>45.2%</td> </tr> <tr> <td>使用料等</td> <td>2.3%</td> <td>使用料等</td> <td>13.7%</td> </tr> <tr> <td>経常移転収入</td> <td>23.8%</td> <td>経常移転収入</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>0.3%</td> <td>財産収入</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>(資本収入)</td> <td></td> <td>(資本収入)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本移転収入</td> <td>3.1%</td> <td>資本移転収入</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>(金融収入)</td> <td></td> <td>(金融収入)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td>16.4%</td> <td>負債</td> <td>4.7%</td> </tr> </tbody> </table>		自治州 歳入総額1579億ユーロ (経常収入)		自治体 歳入総額663億ユーロ (経常収入)		税収	53.9%	税収	45.2%	使用料等	2.3%	使用料等	13.7%	経常移転収入	23.8%	経常移転収入	27.8%	財産収入	0.3%	財産収入	2.2%	(資本収入)		(資本収入)		資本移転収入	3.1%	資本移転収入	5.4%	(金融収入)		(金融収入)		負債	16.4%	負債	4.7%
自治州 歳入総額1579億ユーロ (経常収入)		自治体 歳入総額663億ユーロ (経常収入)																																			
税収	53.9%	税収	45.2%																																		
使用料等	2.3%	使用料等	13.7%																																		
経常移転収入	23.8%	経常移転収入	27.8%																																		
財産収入	0.3%	財産収入	2.2%																																		
(資本収入)		(資本収入)																																			
資本移転収入	3.1%	資本移転収入	5.4%																																		
(金融収入)		(金融収入)																																			
負債	16.4%	負債	4.7%																																		
<p>3 税制</p> <p>自治州を導入した1978年の憲法制定において、課税権は国に属するとされ、自治州と自治体は憲法と法律に従って課税と徴収を行うことが規定されている (第133条)。また、自治州は「財政自治権」を有するとされ (第156条)、自治州の財源として、国から移譲される税や、自治州独自の税等が挙げられている (第157条)。自治体は、法律に基づく権限を遂行するための資金を、独自の課税と国税や自治州税からの分配によって主に賄うこととされている (第142条)。</p> <p>自治州に対して大規模に移譲された国税としては、個人所得税と付加価値税 (消費課税) が挙げられる。2009年の自治州財政法 (※) の改正により、これらの自治州への配分比率の引き上げが決定する等、自治州の税源の拡大が進行している。</p> <table border="1"> <caption>税源の配分比率 (2011年, %)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>自治州</th> <th>自治体</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得課税</td> <td>27</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>消費課税</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>6</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>資産課税</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>37</td> <td>16</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>			国	自治州	自治体	合計	所得課税	27	16	3	46	消費課税	20	17	6	42	資産課税	0	4	6	10	その他	0	0	1	1	合計	47	37	16	100						
	国	自治州	自治体	合計																																	
所得課税	27	16	3	46																																	
消費課税	20	17	6	42																																	
資産課税	0	4	6	10																																	
その他	0	0	1	1																																	
合計	47	37	16	100																																	
<p>4 財政調整</p> <p>憲法において、基本的行政サービスの最低水準の提供、地域間の経済的不均衡の是正と団結を目的として、国から自治州への資金の配分や基金の創設が求められている (第158条)。この規定に基づいて行われてきた財政調整制度が2009年の自治州財政法の改正において見直され、国税から移譲された税源の75%と、その5%に相当する規模の国の財源を原資として、基本的行政サービスを保障するための新たな基金が創設されることとなった。基本的行政サービスは、教育、医療、社会福祉の3分野とされ、各自治州の、人口、年齢構成、地理的条件等を加味して配分される。</p>																																					

※Ley orgánica de financiación de las Comunidades Autónomas

スウェーデン

スウェーデンの地方政府は、2層の自治体（ランスティング、コミューン）から成る。

<p>1 財政の規模（2011年）</p> <p>一般政府歳出総額 1.8兆クローナ 税・社会保険料 1.5兆クローナ</p> <p>GDPの1/2 (43兆円) GDP: 3.5兆クローナ</p> <p>自治体の歳出は一般政府歳出総額の49% 自治体の税収は税・社会保険料全体の36%</p> <p>国 自治体 社会保障基金</p> <p>自治体は、その歳出規模が国よりも大きい。</p>																									
<p>2 地方歳入の内容（2011年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランスティング</th> <th>歳入総額2637億クローナ</th> <th>コミューン</th> <th>歳入総額5284億クローナ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税収</td> <td>70.3%</td> <td>税収</td> <td>67.2%</td> </tr> <tr> <td>一般交付金</td> <td>9.3%</td> <td>一般交付金</td> <td>14.4%</td> </tr> <tr> <td>特定交付金</td> <td>12.4%</td> <td>特定交付金</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>料金等</td> <td>2.4%</td> <td>手数料</td> <td>5.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>家賃・リース</td> <td>3.3%</td> </tr> </tbody> </table>		ランスティング	歳入総額2637億クローナ	コミューン	歳入総額5284億クローナ	税収	70.3%	税収	67.2%	一般交付金	9.3%	一般交付金	14.4%	特定交付金	12.4%	特定交付金	3.9%	料金等	2.4%	手数料	5.9%			家賃・リース	3.3%
ランスティング	歳入総額2637億クローナ	コミューン	歳入総額5284億クローナ																						
税収	70.3%	税収	67.2%																						
一般交付金	9.3%	一般交付金	14.4%																						
特定交付金	12.4%	特定交付金	3.9%																						
料金等	2.4%	手数料	5.9%																						
		家賃・リース	3.3%																						
<p>3 税制</p> <p>自治体の課税権が憲法によって保障されている（第7条）。 一般政府歳出規模がGDPの1/2を超える「大きな政府」であり、その大部分が国税及び自治体の税で賄われている。税・社会保険料全体に占める自治体の税収の割合、自治体の歳入に占める税収の割合が、他国に比して高い（1、2参照）。なお、これらは、医療・保健サービスを主に自治体が担い、その主な財源が保険料ではなく自治体の税であることにも起因している。</p> <p>国税が消費課税を中心とするのに対し、ランスティングとコミューンの税は個人所得税にほぼ特化されている（右表）。各々の自治体が税率決定権を持っており、税率は自治体によって異なる。課税ベースとなる住民の所得の水準には自治体によって格差があるため、自治体の役割を満すための財政力にも開きがある。</p> <table border="1"> <caption>税源の配分比率 (2011年, %)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>自治体</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得課税</td> <td>0</td> <td>45</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>消費課税</td> <td>38</td> <td>0</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>資産課税</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>53</td> <td>47</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>			国	自治体	合計	所得課税	0	45	46	消費課税	38	0	38	資産課税	2	1	3	その他	13	0	13	合計	53	47	100
	国	自治体	合計																						
所得課税	0	45	46																						
消費課税	38	0	38																						
資産課税	2	1	3																						
その他	13	0	13																						
合計	53	47	100																						
<p>4 財政調整</p> <p>全ての国民が等しい水準のサービスを受けるべきであるという考え方が定着している。このため、住民の所得その他の構造的要因にかかわらず、全ての自治体が等しい財政基盤に立つための財政調整が古くから行われてきた。現行制度は2005年に導入されたもので、歳入と歳出の両面から財政力の均衡化を図ろうとするものである。歳入面の均衡化では、住民の1人当たり税収を均衡化するように、国による拠出を主とする財源が分配される。歳出面の均衡化では、住民の年齢構造や地理的条件等を考慮した住民1人当たりの費用が均衡化されるように財源が再分配されるが、この財源は全て自治体による拠出である。</p>																									

ドイツ

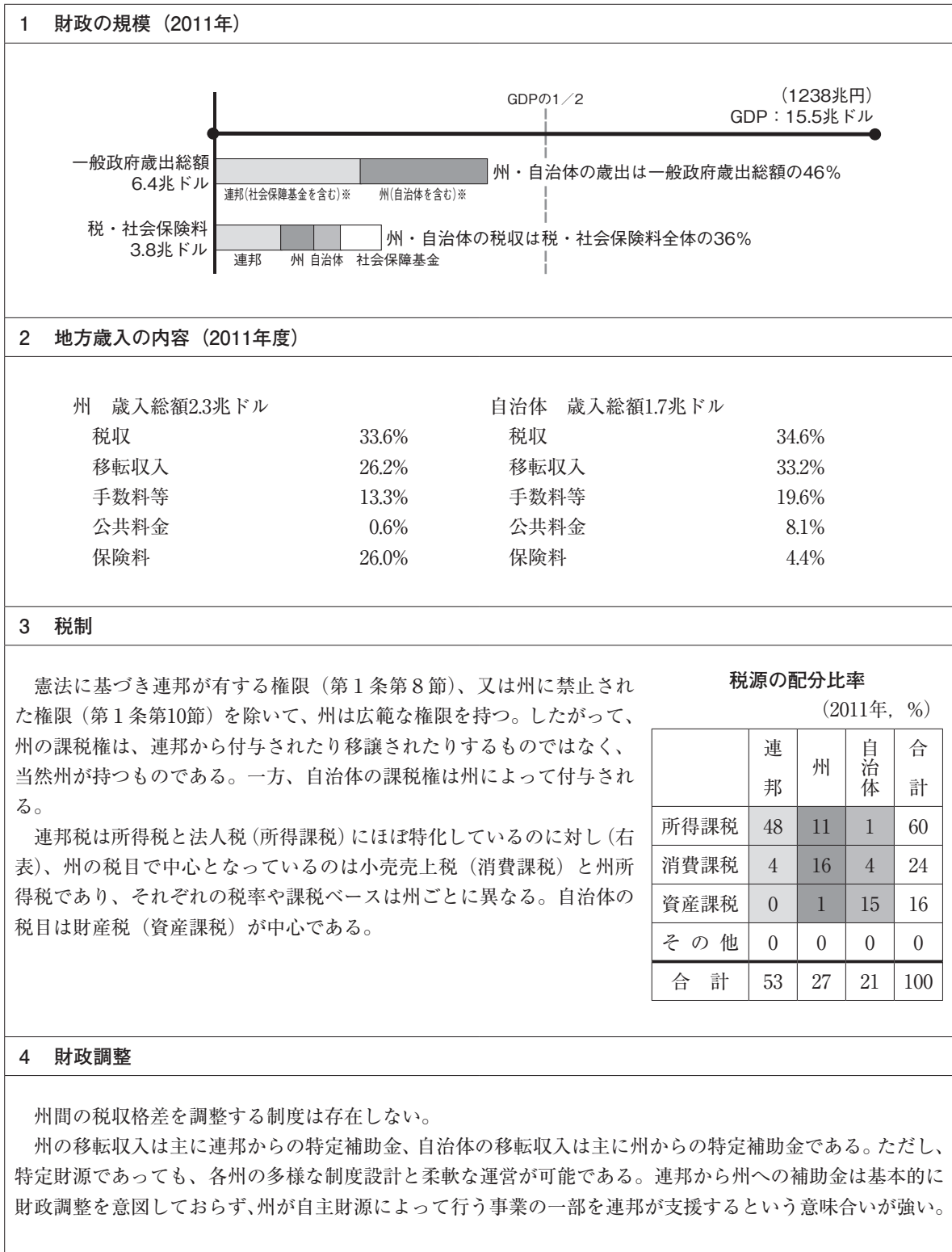
ドイツは、連邦制国家であり、地方政府等は、州と州内部の自治体から成る。

<p>1 財政の規模 (2011年)</p> <p>一般政府歳出総額 1.2兆ユーロ</p> <p>税・社会保険料 1.0兆ユーロ</p> <p>GDPの1/2 (289兆円) GDP : 2.6兆ユーロ</p> <p>州・自治体の歳出は一般政府歳出総額の39%</p> <p>州・自治体の税収は税・社会保険料全体の30%</p> <p>州と自治体は、その歳出規模の合計が連邦よりも大きく、財政支出の主な担い手である。</p>																																	
<p>2 地方歳入の内容 (2011年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">州 歳入総額3085億ユーロ※ (経常収入)</th> <th colspan="2">自治体 歳入総額1917億ユーロ※ (経常収入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税収・課徴金</td> <td>65.8%</td> <td>税収・課徴金</td> <td>36.4%</td> </tr> <tr> <td>交付金・補助金</td> <td>25.5%</td> <td>交付金・補助金</td> <td>55.3%</td> </tr> <tr> <td>経済活動収入</td> <td>2.2%</td> <td>経済活動収入</td> <td>5.9%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の経常収入</td> <td>5.0%</td> <td>上記以外の経常収入</td> <td>12.9%</td> </tr> <tr> <th colspan="2">(資本収入)</th> <th colspan="2">(資本収入)</th> </tr> <tr> <td>資産譲渡</td> <td>5.8%</td> <td>資産譲渡</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>借入</td> <td>0.6%</td> <td>借入</td> <td>0.2%</td> </tr> </tbody> </table>		州 歳入総額3085億ユーロ※ (経常収入)		自治体 歳入総額1917億ユーロ※ (経常収入)		税収・課徴金	65.8%	税収・課徴金	36.4%	交付金・補助金	25.5%	交付金・補助金	55.3%	経済活動収入	2.2%	経済活動収入	5.9%	上記以外の経常収入	5.0%	上記以外の経常収入	12.9%	(資本収入)		(資本収入)		資産譲渡	5.8%	資産譲渡	6.3%	借入	0.6%	借入	0.2%
州 歳入総額3085億ユーロ※ (経常収入)		自治体 歳入総額1917億ユーロ※ (経常収入)																															
税収・課徴金	65.8%	税収・課徴金	36.4%																														
交付金・補助金	25.5%	交付金・補助金	55.3%																														
経済活動収入	2.2%	経済活動収入	5.9%																														
上記以外の経常収入	5.0%	上記以外の経常収入	12.9%																														
(資本収入)		(資本収入)																															
資産譲渡	5.8%	資産譲渡	6.3%																														
借入	0.6%	借入	0.2%																														
<p>3 税制</p> <p>憲法（基本法）において、それぞれの税目の税収の帰属が詳細に明記されており、ドイツ税制の特徴である「共同税」も憲法上に規定されている（第106条）。共同税は、所得税、法人税、付加価値税で構成され、これらの税収は、自治体へ配分される分を除いて、連邦と州に共同に帰属する。右表には共同税の配分が反映されており、所得課税と消費課税を地方が持つ比率が他国に比して高い。</p> <p>税収が州や自治体に入る租税に関する連邦法については、州政府代表が構成員である連邦参議院の同意を必要とすることが憲法で規定されている（第105条）。州は連邦参議院を通じて共同税の税率等を規定する立法に参画する。自治体は、法律の範囲内で土地税や営業税（法人所得課税）の税率を設定する権利を持つことが憲法に規定されている（第106条）。</p> <table border="1"> <caption>税源の配分比率 (2011年, %)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>連邦</th> <th>州</th> <th>自治体</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得課税</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>10</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>消費課税</td> <td>32</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>資産課税</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>52</td> <td>35</td> <td>13</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>			連邦	州	自治体	合計	所得課税	20	18	10	48	消費課税	32	15	1	48	資産課税	0	2	2	4	その他	0	0	0	0	合計	52	35	13	100		
	連邦	州	自治体	合計																													
所得課税	20	18	10	48																													
消費課税	32	15	1	48																													
資産課税	0	2	2	4																													
その他	0	0	0	0																													
合計	52	35	13	100																													
<p>4 財政調整</p> <p>州間における財政力の格差を調整することが憲法に明記されている（第107条）。財政力の格差は、基本的に各州の住民1人当たり税収をもって測られる。財政力が相対的に低い州は、共同税のうちの付加価値税の一部の配分、財政力が相対的に高い州からの拠出金、連邦からの交付金を受領することにより、財源が補充される。これらの具体的方法も、州政府代表から構成される連邦参議院の同意を必要とする連邦法で規定される。</p>																																	

※総額のそれぞれからは、州間での受取り9.9%(305億ユーロ)、自治体間での受取り20.6%(395億ユーロ)が控除されている。内訳のそれぞれではこれらが控除されていないため、合計は100%を超えている。

アメリカ

アメリカは、連邦制国家であり、地方政府等は、州と、州内部の自治体から成る。



※アメリカの歳出は、統計上の制約から、連邦と社会保障基金、州と自治体を分けることができない。